

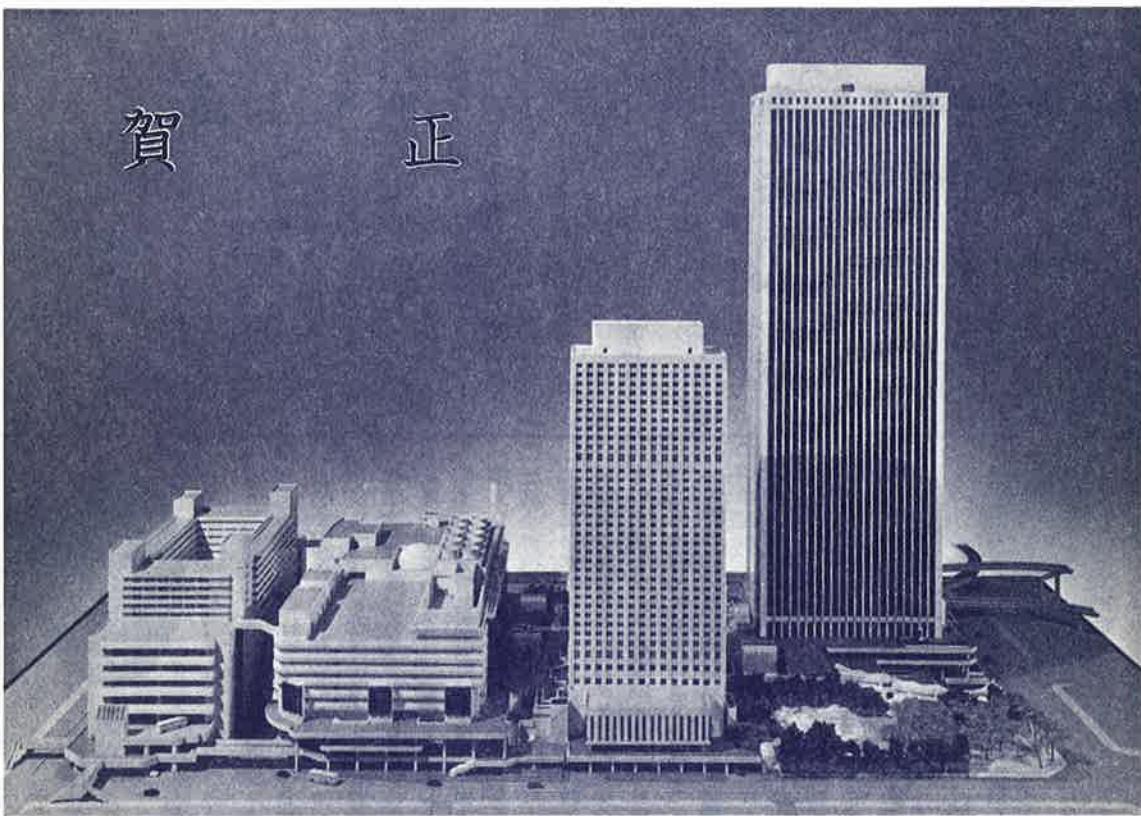
社団法人 豊島法人会報

昭和52年1月1日

一月号

(No. 8)

賀 正



躍進する豊島

賀正	1
謹賀新年	2
会長あいさつ	3
署長あいさつ	2
税理士会支部長あいさつ	3
新春対談	4
正副会長及委員長会	6
広報委員会	7
総務委員会	7
支部別税務懇談会	7
講習会終る	7
正副支部長会	7
年末調整説明会	7
申告指導官の紹介	7
納稅表彰式	8
都税事務所だより	8
署だより	9
都税事務所だより	9
仕事の委せ方渡し方	10
講習会日程表	10
会員だより	10
行事予定	11
新規会員の紹介	12
主な事業活動実績表	13
行事予定	14
経済講演会	15
あとがき	16

目次

三年に一回位、皆様の会社にお伺いして調査を通じた指導を行なうことができた時代もありましたが、申告納税制度が定着してきたことと、法人数が増加しつつある現状においては、調査は、真に必要度の高い法人を主として対象にしておりますので、相対的に調査件数は減ってきております。

司会とところで、署では指導と調査を二本の柱にしていますが、この指導面における、申告指導官の果す役割は、非常に重要だと思います

申告指導官は納税者の
良き相談

豊島稅務署長
大森昌一

署長 そうですが、その説明会等に申告指導官が講師等として出席させていただき、併せて納税者の税に対する意見及び要望などを聴取しますし、不平不満の解消等に努めているわけです。

出来的だけ多くの皆様方にご指導
申し上げたいということから、公
益法人である豊島法人会が行う説
明会等を、積極的にご支援申し上
げて いるわけです。

なるほど、そこで申告指導官の
登場、ということになるわけです
ね……。(笑い)

日記の書寫は

導官の増員につながることになる
わけです。

私はとしては、できれば指導部門
の設置まで発展して欲しいという
意見を持つてゐるんですが……。
昨年の懇談会は、二十一回開催
されたわけですが、支部単位とな
ると、現在、法人会には七十四支
部あるわけですから、今度は七十
四回ということになりますか。こ
れは大変ですね……。(笑い)
一挙に、支部単位の懇談会開催
というわけにも参りませんので、
段階的に懇談会の開催回数を増や
していくだくことにし、いづれ、
申告指導官の事務量を考慮した増

よう。そうしますと、当然申告指

役員による申告書の
組織強化に役立つ！

又、指導部門の設置ということになりますと、これは指導事務の専門化・細分化をどうするかといふ組織上、非常に難かしい問題になりますので、この点につきましても、ご意見として承つておきます。

司会 あけまして、おめでとうござい
ます。法人会も社団化してから、
二度目の新年を迎え、新しい段階
に入りますが、これからの方針に
ついて、いろいろとお話を伺い
したいと存じます。まず最初に、
年頭の所感を署長さんからお願ひ
致します。

巴年は商人の神様

あけまして、おめでとうござい
ます。法人会も社団化してから、
二度目の新年を迎え、新しい段階
に入りますが、これからの方針に
ついて、いろいろとお話を伺い
したいと存じます。まず最初に、
年頭の所感を署長さんからお願ひ
致します。

とで、非常に縁起がよいので、景気の方も少しは、良くなつてもらいたいものですね。なにはともあれ、法人会の皆様にとつては、今年こそ良い年になつて戴きたいものです。

しかし、このような時にこそ、法人会の存在意義があると思いま
すので、会としましては、積極的に税務行政に対しまして、意見や
要望をもち上げて、署と納税者との信頼感をより一層高めていきた
いものです。

化をするのではないかと心配する
向きもあるようですが……。
そうですね。こういう不況期に
は、徴税の強化がなされるのではないか、ということをよく耳にす
るのですが、そのようなことは全
くありません。と申しますのは、

一 稅務署長対

新 春 対 談

司会 今井会長はいかがですか。
会長 そうですね。私も署長さんの

司会 ここ数年の景気の沈滯で、税収は、かなり落込んでいると思いま

司会 ところで、一昨年から正副支部長さんの手で、法人税の確定申告書用紙を、会員宅にお配りしているのですが、これについて、いかがでしょうか。

会長 そうですね。社団化する前は、会員八百社でした、社団化後得ということで、増強運動を致しまして、五千社を超える大法人会になつたわけですから、簡単に組織の充実・強化というわけには参りません。

そこで考えたのが申告書の配付ということです。そのことは、会員とのコミュニケーションを図り、組織の充実・強化に役立たせようとしたわけです。

署長 法的には、問題がないということです、法人会のご要望を受けたのですが、そのことによって会員との間の意思の疎通が図られれば、幸いと思います。この配付は、全国でも豊島法人会が先がけて実施したということです、豊島方式とも言われているようですね。

会員に対する申告書の配付は、団員に対する申告書の配付は、法的には、問題がないということです、法人会のご要望をお受けしたのですが、そのことによって会員との間の意思の疎通が図られれば、幸いと思います。

会員に対する申告書の配付は、団員に対する申告書の配付は、法的には、問題がないということです、法人会のご要望をお受けしたのですが、そのことによって会員との間の意思の疎通が図られれば、幸いと思います。

地域別懇談会を二十一回開催し、出席者数も千二百名と非常に好評だったのですが、これについてどう評価したらよろしいでしょうか。

会長 税務署で行う説明会は、当会の社団化前は、その殆どが、署の地下会議室で行っていました。

署長 署の姿勢も変わり、署に行つても私共は、何の困苦しさも感じませんが一般的には、まだだ税務署は近寄り難いところがありま

よう。その意味から、署の幹部と会員との懇談の場を支部所在地で、実施した意義は、実に大きいと思

ますね。

署長 そうですね。私共にとっても、「近づきやすい」・「信頼される」税務署作りを行つ上で、懇談会に出席させていただくことは、非常にプラスだと思うのです。単に署の内机に座っているだけではなく積極的に街に出かけて行き、納税者の声を肌で感じ、それを税務行政に反映していく必要があります。

今年も、懇談会を開催する企画があるようですが、税務署と致しましても、できる限りのご支援を惜しまないつもりです。

司会 昨年の十月から十一月に亘つて司会 昨年の十月から十一月に亘つて

青年部結成は

好ましい方向だ。

司会 ところで、青年部を結成し、会員がえらせるという意見も一部にはあるようですが。

会長 青年部が結成されている法人会が結構あるようですね。

署長 私は、会長に就任して以来、青年部を結成したいと考えているのですが、しかし、単に他の法人会で結成しているからと言って、即ち、青年部が結成されている法人会で、結構あるようですね。

司会 それは、どういうことですか？

会長 と申しますのは、青年部を結成したからといって、即会活動に役立つかどうかは、甚だ疑問なわけです。

しかし、現在の経営者は、おそらく、十年後になりますと、殆どが、二代目の方々に引継ぐことになります。その二代目の若い経営者にとって、「魅力ある法人会」に、長期的展望に立って築き上げる必要があります。そのためには、青年部を結成するのであれば私は大いに結構なことではないかと思います。

司会 このことは、今後において、会員の活動を行つていく上で、非常に重

要な課題になるわけですね。

税理士会との連絡協調を！

司会 最後に、署長さんから法人会に望むことは、ありませんでしょうか。

署長 私共は、全面的に協力を惜しまないつもりですが、これから、法人会が活動する上において基本的には、

第一に、納税道義の高揚 第二に、税務に対する不平不満 苦情の解消 第三に、税務行政に対する信頼

第四に、税法等の知識の普及 第五に、企業経営の健全なる発展への寄与 等を旗印に、いろいろと諸活動を推進されることを望みます。

なお、これらを達成するために、税理士会の深い理解と協力が必要ではないかと思います。

司会 法人会にとって、已年の幕あけにふさわしい、大変有意義な対談でしたが、丁度時間も参りましたので、これで終りたいと思いました。

司会 お忙しいところを、大変有難うございました。

(司会 高田専務理事)

□ 正副会長及委員長会

十一月二十日午前十時より正副会長及委員長会が事務局会議室で行われた。十一月は理事会開催の予定であったが「税を知る週間」や色々な行事等で日程がつまっている為に、幹部会に切り換えられたものである。

予定通り会長のあいさつの後、直ちに議題には入り、諸事項が検討された。議事は左記の通り。

記 一、報告事項
①会計報告
②事業活動経過報告
③其他

二、協議事項
①正副支部長会開催の件
②其他

特に協議事項として議題になつた正副支部長会の件については、二十一回にわたり実施された支部別税務懇談会の反省と今後の活動の展開等について懇談する為に提出されたもので、全員一致で十二月十三日に開催することに決定をみた。

号(新年号)についての検討が行われた。

特に今回は新年号である為に新年号にふさわしい内容にする為の色々な意見が開陳された。

当日の出席者は次の通り。

署側 中垣上席指導官、山本指導官。
委員 水野委員長、川鍋副委員長、中野副委員長、峯村委員、平松委員。
事務局 高田専務理事。

一回にわたり実施された支部別懇談会は

十一月二十二日の上池袋一・四丁目の懇談会を最後に全日程を終了した。

本年度は特に昨年度の懇談会の内容を



南池袋1~4丁目地区税務懇談会

回は「調査に於いて指道を受けない為に」をテーマに懇談会が進められ、経営者にとって必要な経営分析の仕方等を学ぶことが出来たこと。

(4)又源泉所得税のポイントや誤りを犯し易い点について、具体例を用いて説明がなされ、非常に参加者の関心を引いたこと。

(5)非常にハードスケジュールにもかかわらず、昨年同様小田副署長、林第一統括官、以下幹部の方々が終始一貫して熱心に懇談して戴いたことにより、参加者との間に充分なコミュニケーションが出来たこと。

□ 講習会終る

九月より開始された法人税実務講座及源泉所得税基礎講座は、夫々予定のコースを夫々消化し、見事な成果を収めて終了した。概要は左記の通り。

法人税実務講座

十一月三十日(火) 十四時より事務局会議室に於いて署より中垣上席指導官、山本指導官のご臨席を仰ぎ、水野委員長を中心広報委員会が開かれ、会報第八号

十 月より十一月の二ヶ月間全地域二十

豊さん 島さんの税務相談コーナー

◇サラリーマンの確定申告◇

サラリーマンは、月給や、ボーナスを受けるたびにその収入や扶養親族の数などに応じて計算された税金（所得税）を納めています。そして、年末には、生命保険料、損害保険料などの控除も織込んで計算した一年間の税金と毎月納めた税金の合計とを比べ、その過不足を精算することになっています。（これを「年末調整」といいます。）

大部分の方は、これでその年の税金が確定しますが、年末調整を受けない方や年末調整は受けたが「特別の事情」がある方など、税務署に「確定申告」をしていかなければならぬ場合があります。

そこで、今回は「確定申告」について、サラリーマンである「池袋さん」のご質問にお答えしたいと思います。

住宅を新築したり、マンション等を買った場合、税金が返ってくる！

池袋さん 住宅を新築したり、建売住宅やマンションを買いました、税金が返るということを聞いたのですが。

島さん おっしゃるとおり住宅を新築したり、建売住宅やマンションを購入し、かつ、6ヶ月以内に入居し、引き続き住んでいる場合には「住宅取得控除」を受けることができ、確定申告をしますと、税金が返ってきます。

池袋さん この場合、返ってくる税金は、どの位になりますか。

島さん 返ってくる税金（即ち、住宅取得控除額）は、次の算式により計算した金額で最高3万円（47年、48年に取得した住宅については、最高2万円）となります。

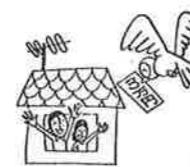
$$(算式) \quad \text{床面積(平方メートル)} \\ 1,000\text{円} \times \frac{\text{床面積(平方メートル)}}{3.3\text{平方メートル}}$$

なお、この場合、購入した住宅は床面積 165 平方メートル（47年、48年に取得した住宅は120

平方メートル）以下であることが必要です。

池袋さん そうしますと、確定申告をするには、どのような書類が必要になりますか。

島さん 確定申告をするには、勤務先からいただいた源泉徴収票のほか、次の書類が必要となります。



① 建築確認通知書の写し（建築確認が必要でない家屋については、設計図などの書類やその写し）……建売住宅などを買われた方は、売主からもらってきてください。

② 家屋の登記簿の謄（抄）本や請負契約書、売買契約書などで、家屋の工事の着手年月日、購入年月日を明らかにする書類やその写し

③ 住民票の写し

なお、その住宅に引続いて居住していれば、翌年、翌々年にも、住宅取得控除が受けられますが、2年目（翌年）からは、勤務先で年末調整の際に控除が受けられますので、税務署が発行します「年末調整のための住宅取得控除証明書」を勤務先に提出してください。

お医者さんにかかった費用が多い場合には、税金が返ってくる！

池袋さん 私や私の家族のために医療費を支払った場合には「医療費控除」を受けることができ、確定申告をすると税金が返ってくると聞いたのですが……。

島さん あなたや、あなたの家族のために医療費をお支払いになりますと「医療費控除」を受けることができ、確定申告をしますと、税金が返ってきます。

しかし、この医療費控除は、先程の「住宅取得控除」と異なり、直接所得税額から控除されるわけではありません。

この控除を受けるには、次の算式で計算した金額を所得金額から差引いて税金を計算し直すことになります。

★新規会員のご紹介★

※ 新らたに入会されました会員の方々をご紹介致します。

法 人 名	代 表 者 名	住 所	電 話	業 種
株 成 田 製 業	成 田 雪 夫	南大塚2-25-4	941-2272 946-8917	内装業
株 杉 山 工 事	杉 山 明	南長崎3-28-11	952-1386	建物解体業
㈲ マ ル ミ ャ	鈴 木 唯 雄	" 5-25-16	951-8401	遊技場
三 善 石 線 工 業	藤 井 孝 之 辅	" 3-39-6	951-0186	石綿業
㈲ 床 瓜 商 店	床 瓜 才 子	" 5-7-11	951-3445	梱包材料卸業
近 代 ビ ル 清 掃 業	春 田 英 藏	南大塚3-39-9	983-8398	ビルメンテナス業
ア カ ネ 商 事	四 釜 和 子	" 3-45-7	983-8272	喫茶業及貸事務所
㈲ 国 際 タ イ プ 社	和 田 謙 一	南長崎5-12-12	954-3311	軽印刷
㈲ 大 野 幾 三 郎 商 店	大 野 芳 男	南大塚3-44-15	971-7730	寝装品販売業
三 和 工 芸	下 田 私 狹 男	南長崎4-12-21	950-1751	家具店
㈲ 日 本 天 然 果 汁 販 売	室 津 正 弘	西池袋5-2-13	982-2511	ジュースその他飲食物の販売
㈲ 丸 高 商 会	深 野 英 次 郎	池袋1-626	971-4863	質屋営業、古物商
日本化 工 機 業	江 尻 光 孝	東池袋1-47-3 山京ビル 501	981-0979 983-6941	建設、設備、設計
ゴ ー ル ド 薬 品	松 崎 倫 二	駒込1-29-1 ヘサカビル	946-2087	医薬卸販売
株 日 装 工 事	坂 本 清	" 2-15-7 地ビル 401	915-6617	電気工事
株 内 外 経 済 新 報 社	島 村 英 夫	東池袋2-63-1 東池袋パレス405	984-6938	企業の内容分析諸調査、出版
新 日 本 機 工	田 中 博	" 5-51-10	984-5284	空調機器販売
株 ヨ シ カ ワ	吉 川 高 司	南池袋1-12-7	971-3257	婦人服小売業
㈲ 小 野 粧 業	小 野 武 夫	東池袋1-34-1 中山ビル内	983-4416-4429	メナード化粧品卸販売
株 ミ リ オ ン	中 山 公 夫	" 1-13-10 岡安園ビル3F	989-1261	金融、不動産業
株 ア ル タ ー	国 生 勝 義	高田3-10-14	209-2781	デスプレー器具販売
㈲ 竹 内 工 芸	竹 内 誠	東池袋5-4-9	971-6830 981-4522	椅子製造、室内装飾

昭和51年11～12月主な事業活動実績表

11. 1	東池袋2丁目地区税務懇談会	11. 22	法人税実務講座
11. 2	法人税実務講座	11. 24	年末調整説明会
11. 4	池袋1～4丁目地区税務懇談会	11. 25	上池袋1～4丁目地区税務懇談会
11. 8	東池袋1丁目地区税務懇談会	11. 26	年末調整説明会
11. 8	新設法人説明会	11. 29	年末調整説明会
11. 9	西池袋1～2丁目地区税務懇談会	11. 30	広報委員会
11. 9	法人実務講座		
11. 11	9月決算説明会	12. 1	年末調整説明会
11. 12	東池袋3～5丁目地区税務懇談会	12. 2	"
11. 12	源泉所得税基礎コース	12. 3	"
11. 15	南池袋1～4丁目地区税務懇談会	12. 6	"
11. 16	法人税実務講座	12. 7	"
11. 17	西池袋3～5丁目地区税務懇談会	12. 8	新設法人説明会
11. 18	池袋本町1～4丁目地区税務懇談会	12. 9	10月決算説明会
11. 19	源泉所得税基礎コース	12. 13	総務委員会
11. 20	正副会長及委員長会	12. 13	正副支部長会

豊さん 島さんの税務相談コーナー

◇サラリーマンの確定申告◇

サラリーマンは、月給や、ボーナスを受けるたびにその収入や扶養親族の数などに応じて計算された税金（所得税）を納めています。そして、年末には、生命保険料、損害保険料などの控除も織込んで計算した一年間の税金と毎月納めた税金の合計とを比べ、その過不足を精算することになっています。（これを「年末調整」といいます。）

大部分の方は、これでその年の税金が確定しますが、年末調整を受けない方や年末調整は受けたが「特別の事情」がある方など、税務署に「確定申告」をしていかなければならぬ場合があります。

そこで、今回は「確定申告」について、サラリーマンである「池袋さん」のご質問にお答えしたいと思います。

住宅を新築したり、マンション等を買った場合、税金が返ってくる！

池袋さん 住宅を新築したり、建売住宅やマンションを買いますと、税金が返るということを聞いたのですが。

島さん おっしゃるとおり住宅を新築したり、建売住宅やマンションを購入し、かつ、6ヶ月以内に入居し、引き続き住んでいる場合には「住宅取得控除」を受けることができ、確定申告をしますと、税金が返ってきます。

池袋さん この場合、返ってくる税金は、どの位になりますか。

島さん 返ってくる税金（即ち、住宅取得控除額）は、次の算式により計算した金額で最高3万円（47年、48年に取得した住宅については、最高2万円）となります。

(算式) 床面積(平方メートル)
1,000円×
3.3平方メートル

なお、この場合、購入した住宅は床面積 165 平方メートル(47年、48年に取得した住宅は120

平方メートル) 以下であることが必要です。

池袋さん そうしますと、確定申告をするには、どのような書類が必要になりますか。

島さん 確定申告をするには、勤務先からいただいた源泉徴収票のほか、次の書類が必要となります。



① 建築確認通知書の写し（建築確認が必要でない家屋については、設計図などの書類やその写し）……建売住宅などを買われた方は、売主からもらってください。

② 家屋の登記簿の謄（抄）本や請負契約書、売買契約書などで、家屋の工事の着手年月日、購入年月日を明らかにする書類やその写し

③ 住民票の写し

なお、その住宅に引続いて居住していれば、翌年、翌々年にも、住宅取得控除が受けられますが、2年目（翌年）からは、勤務先で年末調整の際に控除が受けられますので、税務署が発行します「年末調整のための住宅取得控除証明書」を勤務先に提出してください。

お医者さんにかかった費用が多い場合には、税金が返ってくる！

池袋さん 私や私の家族のために医療費を支払った場合には「医療費控除」を受けることができ、確定申告をすると税金が返ってくると聞いたのですが……。

島さん あなたや、あなたの家族のために医療費をお支払いになりますと「医療費控除」を受けることができ、確定申告をしますと、税金が返ってきます。

しかし、この医療費控除は、先程の「住宅取得控除」と異なり、直接所得税額から控除されるわけではありません。

この控除を受けるには、次の算式で計算した金額を所得金額から差引いて税金を計算し直すことになります。

(算式)

支払った医療費－保険金などで補てんされる金額＝差引負担額

$$\text{差引負担額} - \left(\begin{array}{l} \text{5万円と所得} \\ \text{金額の5%と} \\ \text{のいづれか少} \\ \text{い方の金額} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{l} \text{医療費} \\ \text{控除額} \\ \text{（最高）} \\ \text{200万円} \end{array} \right)$$

池袋さん この場合の医療費には、例えば、美容整形手術のための費用なども含まれることになりますか。

島さん 美容整形手術のための費用や、単なる健康診断などのために医師に支払った費用は、ここでいう医療費には含まれません。



控除を受けることができる医療費とは、次のものをいいます。

- ① 医師、歯科医師に支払った診療費、治療費
- ② 治療、療養のための医薬品の購入費
- ③ 入院費
- ④ あん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師などに支払った施術費
- ⑤ 保健婦や看護婦、その他療養上の世話を受けるため、特別に依頼した人に支払った費用
- ⑥ 助産婦による分べんの介助を受けるために支払った費用
- ⑦ 通院費用、義手の購入費用などで、診療や治療、施術、分べんの介助を受けるため、直接必要なもの

池袋さん ところで、医療費控除額の算式中「保険金などで補てんされる額」とは、どういうことですか。

島さん それは、支払った医療費のうち、健康保険組合、共済組合などから補てんを受ける医療費、分べん費、家族医療費、配偶者分べん費などの給付金や交通事故等の加害者から補てんを受ける医療費をいいます。

池袋さん そうしますと、確定申告で医療費控除を受ける場合には、医師等に支払った明細が必要になりますね。

島さん この控除を受ける場合には、医師などの領収証を添付するか、提示しなければならないことになっています。

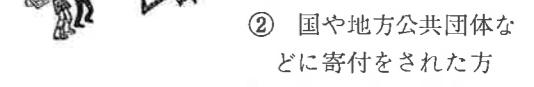
このような方も税金が返ることがある！

池袋さん 「住宅取得控除」「医療費控除」についてご説明を受けましたが、そのほかに、サラリーマンが確定申告をすれば、税金が返ってくる場合がありますか。

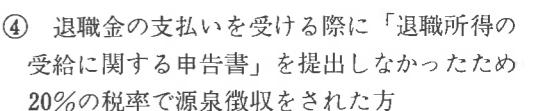
島さん そうですね、次のような方についても、確定申告をすれば、税金が返ってくる場合があります。



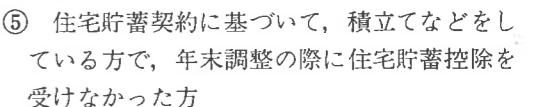
① 災害や盗難、横領により、住宅や家財などに損害を受けた方



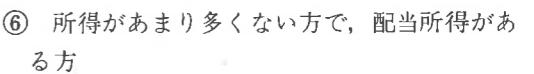
② 国や地方公共団体などに寄付をされた方
③ 年の中途で退職して年末調整を受けなかつた方でその後、再就職していない方



④ 退職金の支払いを受ける際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったため20%の税率で源泉徴収をされた方



⑤ 住宅貯蓄契約に基づいて、積立てなどをしている方で、年末調整の際に住宅貯蓄控除を受けなかつた方



⑥ 所得があまり多くない方で、配当所得がある方

確定申告はむずかしい？

池袋さん よくわかりました。

しかし、確定申告は、むずかしいでしょうね。

島さん いいえ、むずかしいことはありません。税務署には

「申告書の書き方」や「確定申告の手引き」などのパンフレットを用意してありますし、又親切、ていねいにご指導を申し上げる申告指導担当者もありますので、おわかりにならないところは、お気軽に税務署にご相談ください。

なお、申告書は、住所地の税務署へ提出することになっておりますが、直接お持ちくださいても、郵送でお出し頂いても結構です。

池袋さん 本日は、いろいろとご指導いただきました。ありがとうございました。

▷ 昭和52年1月以降行事予定 ▷

(日 時)	(行 事)	(場 所)
1.10 13.30~16.30	新設法人説明会	署地下会議室
1.12 13.30~16.30	決算法人説明会	"
1.20 17.00~	新年賀詞交換会	東武バシケットホール
1.24 13.30~15.00	経済講演	東京信用金庫本店(予定)
2. 8 13.30~16.30	新設法人説明会	署地下会議室
2. 9 13.30~16.30	決算法人説明会(1)	"
2.10 13.30~16.30	" (2)	"
3. 8 13.30~16.30	新設法人説明会	"
3. 9 13.30~16.30	決算法人説明会	"

“経済講演会に是非参加を”(会報記載をもって御通知にかえますので、)
(よろしくお願ひ致します。)

来る1月24日、NHK解説委員長 緒方彰氏を講師に招き、下記の通り講演会を開催致します。奮って参加されるようお願いします。

記

- | | |
|--------------------|---------------------------------|
| 1. 演題 「国内外の情勢について」 | 4. 場所 東京信用金庫本店 |
| 2. 講師 緒方彰氏 | (国鉄池袋駅東口下車5分)
豊島区東池袋1丁目12番5 |
| 3. 日時 1月24日(月) | TEL (03) 984-9111
午後1時30分～3時 |

あⅡとⅡがⅡき

会員の皆さん、あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願い致します。昨年は辰年で昇り竜に期待をかけましたが、期待はづれに終りました。本年は巳年、ヘビにならい執念をもやして明るい年を期待したいと思います。

新年号は新しい企画でと考えましたが予算の関係で充分な衣替が出来ませんでした。表紙の写真は豊島の将来を象徴するものとして考えました。特に今回企画致しました署長と会長の新春対談は今後の法人会の方向を探る上で非常に参考になることだと思います。

最後に編集に当たり色々と御協力を賜った署の方々並びに御寄稿賜った方々に厚く御礼申上げます。

会報も会員の皆さんの会報であることをお忘れなく、御意見を充分出して戴き企業の繁栄につないで下さることをお願い致します。

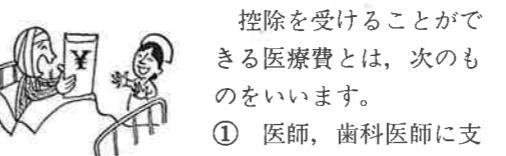
(算式)

支払った医療費—保険金などで補てんされる金額=差引負担額

$$\text{差引負担額} = \frac{\text{5万円と所得}}{\text{金額の5%と}} \times \frac{\text{医療費}}{\text{のいづれか少}} = \frac{\text{控除額}}{\text{い方の金額}} = \frac{\text{(最高)}}{\text{200万円}}$$

池袋さん この場合の医療費には、例えば、美容整形手術のための費用なども含まれることになりますか。

島さん 美容整形手術のための費用や、単なる健康診断などのために医師に支払った費用は、ここでいう医療費には含まれません。



控除を受けることができる医療費とは、次のものをいいます。

- ① 医師、歯科医師に支払った診療費、治療費
- ② 治療、療養のための医薬品の購入費
- ③ 入院費
- ④ あん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師などに支払った施術費
- ⑤ 保健婦や看護婦、その他療養上の世話を受けるため、特別に依頼した人に支払った費用
- ⑥ 助産婦による分べんの介助を受けるために支払った費用
- ⑦ 通院費用、義手の購入費用などで、診療や治療、施術、分べんの介助を受けるため、直接必要なもの

池袋さん ところで、医療費控除額の算式中「保険金などで補てんされる額」とは、どういうことですか。

島さん それは、支払った医療費のうち、健康保険組合、共済組合などから補てんを受ける医療費、分べん費、家族医療費、配偶者分べん費などの給付金や交通事故等の加害者から補てんを受ける医療費をいいます。

池袋さん そうしますと、確定申告で医療費控除を受ける場合には、医師等に支払った明細が必要になりますね。

島さん この控除を受ける場合には、医師などの領収証を添付するか、提示しなければならないことになっています。

このような方も税金が返ることがある！

池袋さん 「住宅取得控除」「医療費控除」についてご説明を受けましたが、そのほかに、サラリーマンが確定申告をすれば、税金が返ってくる場合がありますか。

島さん そうですね、次のような方についても、確定申告をすれば、税金が返ってくる場合があります。



① 災害や盗難、横領により、住宅や家財などに損害を受けた方



② 国や地方公共団体などに寄付をされた方

③ 年の中途で退職して年末調整を受けなかつた方でその後、再就職していない方

④ 退職金の支払いを受ける際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかつたため20%の税率で源泉徴収をされた方

⑤ 住宅貯蓄契約に基づいて、積立てなどをしている方で、年末調整の際に住宅貯蓄控除を受けなかつた方

⑥ 所得があまり多くない方で、配当所得がある方

確定申告はむずかしい？

池袋さん よくわかりました。

しかし、確定申告は、むずかしいのでしょうか。

島さん いいえ、むずかしいことはありません。税務署には

「申告書の書き方」や「確定申告の手引き」などのパンフレットを用意しておりますし、又親切、ていねいにご指導を申し上げる申告指導担当者もありますので、おわかりにならないところは、お気軽に税務署にご相談ください。

なお、申告書は、住所地の税務署へ提出することになっておりますが、直接お持ちくださいても、郵送でお出し頂いても結構です。

池袋さん 本日は、いろいろとご指導いただきまして、ありがとうございました。

謹賀新年

三 菜 銀 行 池袋東口支店 支店長 平野友明 豊島区南池袋二の二八の一〇	三 和 銀 行 池袋支店 支店長 武士田勝司 豊島区東池袋一の五の六	住 友 銀 行 池袋支店 支店長 秋津裕哉 豊島区西池袋一の二一の五	三 井 銀 行 池袋支店 支店長 練田昭二 豊島区南池袋二の二七の九	巢鴨信用金庫 東池袋支店 支店長 小林真 豊島区東池袋一の二五の一〇
富士銀行 池袋支店 支店長 小保方昌三 豊島区東池袋一の一の六	第一勵業銀行 池袋西口支店 支店長 清水孝次郎 豊島区西池袋一の一八の二	安田信託銀行 池袋支店 支店長 宗石久 豊島区東池袋一の一の二	太陽神戸銀行 池袋支店 支店長 戸澤義之 豊島区東池袋一の三九の四	静岡銀行 池袋支店 支店長 佐野忠 豊島区南池袋二の二九の一〇
東京信用金庫本店 理事長 浅野文彰 豊島区東池袋一の一二の五	東京都民銀行 池袋支店 支店長 前田雄吾 豊島区南池袋二の二六の五	協和銀行 池袋支店 支店長 鶴間栄一 豊島区東池袋一の九の三	東海銀行 池袋支店 支店長 飯田進 豊島区東池袋一の六の四	大同生呑 東京北支社 支社長 日比野満平 豊島区南池袋二の二六の六 都民興業池袋ビル七階